

議案第 43 号

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 3 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

住民ニーズに対応した新たな指定袋の種類を追加するため、並びに、将来も安定したごみ処理を継続するには、更なるごみの減量化・資源化を促進する必要がある、ごみの排出抑制意識が向上するよう、また、受益者負担の適正化を図ることができるようごみ処理手数料を見直すため、この条例案を提出するものです。

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

廃棄物の減量化及び適正処理条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後        |      |            |       |            | 改正前        |      |            |       |            |
|------------|------|------------|-------|------------|------------|------|------------|-------|------------|
| 別表（第20条関係） |      |            |       |            | 別表（第20条関係） |      |            |       |            |
| 種別         | 区分   |            | 単位    | 手数料        | 種別         | 区分   |            | 単位    | 手数料        |
| 家庭廃棄物      | 可燃ごみ | 10リットル用指定袋 | 1個につき | <u>10円</u> | 家庭廃棄物      | 可燃ごみ |            |       |            |
|            |      | 20リットル用指定袋 | 1個につき | <u>20円</u> |            |      | 20リットル用指定袋 | 1個につき | <u>10円</u> |
|            |      | 30リットル用指定袋 | 1個につき | <u>30円</u> |            |      |            |       |            |
|            |      | 45リットル用指定袋 | 1個につき | <u>45円</u> |            |      | 45リットル用指定袋 | 1個につき | <u>20円</u> |
| (以下略)      |      |            |       |            | (以下略)      |      |            |       |            |
| 備考（略）      |      |            |       |            | 備考（略）      |      |            |       |            |

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の廃棄物の減量化及び適正処理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、施行日以後の収集に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前までの収集に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から令和 9 年 5 月 31 日までの間、施行日前までに改正前の廃棄物の減量化及び適正処理条例別表の規定により一般廃棄物処理手数料を徴収し交付した可燃ごみ指定袋は、次の表 1 に掲げる差額シールを表 2 に掲げる可燃ごみ指定袋の種類に応じ、貼付して使用することができる。

表 1

| 差額シールの種類 | 手数料  |
|----------|------|
| 10 円シール  | 10 円 |
| 25 円シール  | 25 円 |

表 2

| 可燃ごみ指定袋の種類  | 貼付する差額シールの種類       |
|-------------|--------------------|
| 20 リットル用指定袋 | 1 個につき 10 円シール 1 枚 |
| 45 リットル用指定袋 | 1 個につき 25 円シール 1 枚 |

- 4 前項に規定する差額シールによる手数料の取扱いについては、第 20 条及び第 21 条の規定を適用する。  
（準備行為）
- 5 新条例別表の規定による一般廃棄物処理手数料の徴収並びに可燃ごみ指定袋及び差額シールの交付は、令和 8 年 6 月 1 日以降行うことができる。